



7 消安第 6908 号
令和 8 年 2 月 24 日

別記 1（都道府県畜産主務部長） 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底について

高病原性鳥インフルエンザについては、その発生リスクに渡り鳥の移動が大きく関与するものと考えられますが、気温の上昇に伴い、現在、渡り鳥の北帰行が本格化している中、今般、岩手県の採卵鶏飼養農場において、東北地方における今シーズン初めての本病の疑似患畜（今シーズン 20 例目）が確認されました。

このことや渡り鳥の北帰行の経路には東日本だけでなく西日本も含まれることを踏まえれば、現在、渡り鳥の移動により全国的に本病の発生リスクが高い地域に変化が見られているものと考えられ、これまでに発生があった地域はもちろんのこと、それ以外の地域においても警戒が必要です。

本病の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和 7 年 9 月 8 日付け 7 消安第 3460 号農林水産省消費・安全局長通知）、「高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」（令和 7 年 10 月 22 日付け 7 消安第 4393 号農林水産省消費・安全局長通知）等の累次の通知により、家きん飼養者等に対する御指導をお願いしておりますが、本病の発生状況を踏まえ、全国的な対応として、農場における病原体侵入防止対策、飼養家きんの健康観察・異状を認められた場合の早期通報の徹底等について、改めて御指導をお願いします。

(別記1)

北海道農政部長
青森県農林水産部長
岩手県農林水産部長
宮城県農政部長
秋田県農林水産部長
山形県農林水産部長
福島県農林水産部長
茨城県農林水産部長
栃木県農政部長
群馬県農政部長
埼玉県農林部長
千葉県農林水産部長
東京都産業労働局農林水産部長
神奈川県環境農政局農政部長
新潟県農林水産部長
富山県農林水産部長
石川県農林水産部長
福井県農林水産部長
山梨県農政部長
長野県農政部長
岐阜県農政部長
静岡県経済産業部長
愛知県農業水産局長
三重県農林水産部長
滋賀県農政水産部長
京都府農林水産部長
大阪府環境農林水産部長
兵庫県農林水産部長
奈良県食と農の振興部長
和歌山県農林水産部長
鳥取県農林水産部長
島根県農林水産部長
岡山県農林水産部長

広島県農林水産局長
山口県農林水産部長
徳島県農林水産部長
香川県農政水産部長
愛媛県農林水産部長
高知県農業振興部長
福岡県農林水産部長
佐賀県農林水産部長
長崎県農林部長
熊本県農林水産部長
大分県農林水産部長
宮崎県農政水産部長
鹿児島県農政部長
沖縄県農林水産部長